

貸切バスを利用した旅行における旅行業者等と貸切バス事業者との契約内容に係る重要な事項について

貸切バス事業者が運行するバスを利用した旅行を企画・実施する旅行業者等（旅行サービス手配業者を含む。以下同じ。）が貸切バス事業者と締結した契約の内容に係る重要な事項は、下記のとおりとする。

1. 契約の内容

（１）運送の申込みに係る記載事項

運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。

- ① 運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ② 運送を引受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ③ 運送の申込みに係る乗車人員
- ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
- ⑤ 事業用自動車の配車の地点及び日時
- ⑥ 旅客が乗車する区間
- ⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間
- ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程
- ⑨ 運賃及び料金の支払方法
- ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第 12 条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
- ⑪ 特約事項があるときは、その内容

（２）運送の引受に係る記載事項

貸切バス事業者から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 7 条の 2 に規定する運送引受書の記載事項とする。

なお、貸切バス事業者から交付を受けた運送引受書に、手数料金額（実費に対する手数料がある場合を含む）、月払・年払等の手数料又はその他経費等に該当する費用（以下「手数料等」という。）の記載がある場合、旅行業者等は、当該手数料等の取引の相手方として、その記載内容について十分に確認を行うものとする。

2. 運送の申込み及び運送引受書の保存等

（１）運送の申込み及び運送引受書の保存

運送申込書は、原則として貸切バスの運行単位（運行の開始から終了まで）

毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。

なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

(2) 運送引受書等の保存期間

- ① 運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から1年間とする。
- ② 運送引受書に手数料等の記載がある場合、当該費用に係る貸切バス事業者と旅行業者等との間で締結した契約書面の写し等を、契約の有効期限終了の日から1年間保存するものとする。

(3) その他

モデル様式は別添のとおり。